



物品・委託役務業務を請け負う事業者の皆様へ

広島県の物品・委託役務競争 入札参加資格者名簿への登録を お願いします

※建設工事、測量・建設コンサルタント等業務を除きます

広島県水道広域連合企業団（以下、「水道企業団」という。）では、令和 8 年度から、物品・委託役務業務に係る入札契約制度を統一します。

水道企業団の物品・委託役務業務については、**令和 8 年度以降、広島県の物品・委託役務競争入札参加資格者名簿へ登録されていることを入札（随意契約を含む）に参加することができる要件とします。**

水道企業団の入札（随意契約を含む）に参加を希望される事業者の方で、広島県の物品・委託役務競争入札参加資格者名簿に登録されていない方は、広島県に申請していただきますようお願いします。申請方法は、広島県ホームページ「令和 7～9 年物品・委託役務競争入札参加資格審査申請の受付」を参照してください（受付は、令和 6 年12月16日開始となります）。

広島県水道広域連合企業団とは…

人口減少等による水道事業の経営悪化が予測される中、スケールメリットによる経営効率化等により、将来にわたって持続可能な水道事業の経営を目指し、14市町（竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町）及び広島県が地方自治法に基づき設立した「特別地方公共団体」です。水道企業団は、14市町の水道事業、広島県の水道用水供給事業及び工業用水道事業を承継し、令和 5 年 4 月 1 日から事業開始しました。

広島県水道広域連合企業団

令和8年度からの物品・委託役務業務に係る入札契約制度の概要

現在、本部及び広島水道事務所は広島県、広島水道事務所以外の14事務所（竹原事務所、三原事務所、府中事務所、三次事務所、庄原事務所、東広島事務所、廿日市事務所、安芸高田事務所、江田島事務所、熊野事務所、北広島事務所、大崎上島事務所、世羅事務所、神石高原事務所）は各市町の入札契約制度に準拠していますが、持続的な事業運営のため、令和8年度から、以下のとおり入札契約制度を統一します。

区分	委託役務	物 品			
		買入れ	借入れ	貸付け	売払い
入札参加資格者名簿	広島県の物品・委託役務競争入札参加資格者名簿を適用 ※広島県の物品・委託役務競争入札参加資格者名簿への登録が水道企業団の入札参加資格要件となります。（個人（個人事業者を除く）は登録の対象外となっています。） ※随意契約を行う場合においても、原則として、同名簿へ登録されている者の中から相手方を選定します。				
入札の種類	○一般競争入札を原則 ○発注内容の目的や性質等に応じて指名競争入札、総合評価落札方式による入札（一般競争又は指名競争）を実施				
入札方法	書面による（持参又は郵送） ※本部発注案件は本部、事務所発注案件は事務所で入札を実施します。ただし、事務所発注案件の一部について、本部で入札を実施する場合があります。 ※当面、電子入札は行いません。				
予定価格	非公表			事前公表可	
低入札価格調査制度	対象案件	一般競争入札を行うもので、発注機関において必要と認めるもの			
	調査基準価格	設計価格の100分の70			
	調査対象	○当該価格により入札した理由 ○業務に必要な経費の内訳 ○業務に従事する者に係る社会保険等届出内容 ○その他必要な事項			
随意契約可能額	100万円以下	160万円以下 (印刷は250万円以下)	80万円以下	30万円以下	50万円以下
その他	令和8年度からの物品・委託役務業務に係る入札契約制度に関してご不明な点等がございましたら、本部会計課資金グループ（050-3785-2820）までご連絡ください。				

※建設工事、測量・建設コンサルタント等業務は除きます。